

## ご存知ですか？「限度額適用認定証」

入院などで、一部負担金が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」又は「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示すれば、外来・入院とも、個人単位で一医療機関での支払いが限度額までとなりますので、**必要な人は**国保担当窓口まで申請をお願いします。自己負担限度額については表1・表2をご参照ください。

限度額認定証等の交付対象となる人	
交付対象者	認定証種別
70歳未満で住民税非課税世帯以外の人※1 70～74歳で現役並み所得者Ⅰ及びⅡの人	限度額適用認定証
70歳未満で住民税非課税世帯の人※1 70～74歳で住民税非課税世帯の人	限度額適用・標準負担額減額認定証
70～74歳で「一般」「現役並み所得者Ⅲ」の人	不要※2

※1 保険税を滞納していると交付されない場合があります。  
※2 70～74歳で「一般」「現役並み所得者Ⅲ」の人は、「高齢受給者証」を提示することで限度額適用認定証と同様の給付が受けられます。

## 高額療養費の計算方法

国保加入者の年齢は？



わからない点があったら、国保担当窓口にお気軽に問い合わせせてね！

## ◆高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険受給者がいる場合、国保と介護保険のそれぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算した額が一定の限度額（年額）を超えた場合に、その超えた分が支給されます。

# それでも医療費が高額になってしまったときは…！

医療機関で支払った一部負担金が、月の1日から末日までの受診について、自己負担限度額（年齢や所得により異なります。下記の表1、表2をご覧ください。）を超えたとき、その超えた金額が申請により高額療養費として世帯ごとに支給されます。

なお、一部負担金には、入院時食事代や保険適用外の費用（差額ベッド料など）は含まれません。

また、**該当となる場合には、保険課から概ね3ヶ月後に世帯主あてに通知を送付いたします。**

表1 ■70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得*区分		3回目まで	4回目以降
所得901万円超	ア	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
所得600万円超 901万円以下	イ	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
所得210万円超 600万円以下	ウ	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※「基礎控除後の総所得金額等」にあたります。

表2 ■70～74歳の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）	
		3回目まで	4回目以降
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円	
一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円*	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円*	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円*	15,000円	

※8月～翌年7月の外来自己負担額合計の上限額は144,000円。

○75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

### 現役並み所得者

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる人。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも下記①②③いずれかの場合、申請により自己負担割合が「一般」の区分と同様になります。

- ① 同一世帯の70～74歳の国保被保険者が1人で収入が383万円未満
- ② 同一世帯の70～74歳の国保被保険者が1人で収入が後期高齢者医療制度への移行で国保を抜けた人を含めて520万円未満
- ③ 同一世帯の70～74歳の国保被保険者が2人以上で収入が合計520万円未満

※昭和20年1月2日以降生まれの70～74歳の国保被保険者がいる世帯のうち、「基礎控除後の総所得金額等」の合計が210万円以下の場合は、「一般」の区分と同様です。

### 一般

現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人

### 低所得者Ⅱ

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰを除く）

### 低所得者Ⅰ

同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

## 70歳未満 表1

- (1) 世帯内の国保加入者それぞれが、同じ月内に21,000円以上支払った一部負担金が計算の対象。
- (2) 調剤薬局の一部負担金は、21,000円以上でなくても、処方箋を発行した医療機関の一部負担金と合わせて計算。
- (3) 同一の医療機関であっても、入院と外来、内科と歯科はそれぞれ別として計算。

## 70～74歳 表2 一部負担金すべてを合算

## 70歳未満と70～74歳の人と同じ世帯の場合

- (1) 表2を用い、70～74歳の人の外来につき個人毎に計算。
- (2) 表2を用い、70～74歳の人の外来と入院を合わせて計算。
- (3) (1)と(2)を合算し、70～74歳の人の支給額を計算。
- (4) 表1を用い、70歳未満の人と合わせて支給額を計算。
- (5) (3)と(4)を合算した額が、世帯全体の支給額。